

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 平成 29 年税制改正④～相続税・贈与税（その 2）

Q 昨年 12 月に平成 29 年税制改正大綱が発表されました。この中で、相続税・贈与税に関する改正のポイントはなんですか？

### 解説

平成 28 年 12 月 8 日に平成 29 年税制改正大綱が発表されました。相続税・贈与税に関する主な改正のポイントは下記です。

#### 1. 取引相場のない株式の評価の見直し

類似業種比準方式について、次の見直しが行われます。

①類似業種の上場会社の株価について、現行に「課税時期の属する月以前 2 年間の平均株価」が加えられます。

	28年12月31日までの相続・贈与	29年1月1日以後の相続・贈与
右記のいずれかを選択	イ) 課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いもの ロ) 類似業種の前年平均株価	イ) 課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いもの ロ) 類似業種の前年平均株価 ハ) 課税時期の属する月以前2年間平均

②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額について、上場会社の単体の決算を基に算定されていましたが、連結決算を基に算定されることとなります。

③配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重割合が 1 : 1 : 1（現行 1 : 3 : 1）となります。

#### 2. 広大地の評価の見直し

広大地の評価について、それぞれの土地の面積や形状など各土地の個性に基づき減額されることとなります。具体的には下記の算式を用いて計算します。

内容	改正前	改正案
評価方法	路線価 × 広大地補正率(※1) × 面積 (面積に比例的に減額する評価)	路線価 × 補正率(※2) × 規模格差補正率(※3) × 面積 (各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価)

(※1)  $0.6 - 0.05 \times \text{広大地の面積(上限5,000m}^2) \div 1,000\text{m}^2$  (注)下限は0.35

(※2) 形状(不整形・奥行)を考慮した補正率

(※3) 面積を考慮した補正率

### 要するに…

広大地の評価については、もともと土地の形状に関係なく面積を基準に最大 65% も減額ができ、優遇しすぎの批判がありました。今後は土地の計上など実情にあわせて減額されます。